

〇子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて

※赤字は、平成31年度税制改正部分

参考資料

	幼保連携型認定こども園		幼保連携型以外の認定こども園			幼稚園		保育所			地域型保育事業			企業主導型保育	認可外保育	備考
	学法、社福	個人	学法、社福	株式会社	個人	学法	個人	社福	株式会社	個人	学法、社福	株式会社	個人			
<国税>																
所得税																
寄附金控除	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	法人に対して寄附した場合に、所得控除又は税額控除を受けられるもの。 ※27年度要望において、税額控除の対象となるための要件が緩和(年平均の寄附者数100人以上→定員が5,000人未満の場合、定員の合計数÷5,000×100人以上(最低10人)、かつ、寄附者の年平均寄附額が30万円以上)
簡易証明制度	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	土地収用法に基づき土地収用された場合、譲渡所得の特別控除(5,000万円)が認められているが、土地収用法に基づく認定がない場合でも、簡易な証明書類で同様の特例措置が受けられるもの。 ※幼稚園型認定こども園の幼稚園部分、保育所型認定こども園の保育所部分は対象。 ※地域型保育事業は小規模保育事業(定員10人以上)が対象。
企業主導型保育施設用資産の割増償却(個人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育事業の助成金の交付を受けて施設の新設又は増設をするとともに、幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合において、当該新設又は増設に係る施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等(企業主導型保育施設用資産)を新たに保育事業の用に供したときは、保育事業の用に供した日以後3年間(企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受ける期間に限る。)に限り、企業主導型保育施設用資産の割増償却ができることとする。
法人税																
寄附金控除	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	法人に対して寄附した場合に、損金算入できるもの。 ※受配者指定寄附金として、日本私立学校振興・共済事業団、各都道府県共同募金会を経由して寄附する場合等は、全額損金算入可能(関係告示は本年度末までに改正予定)。
簡易証明制度	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	土地収用法に基づき土地収用された場合、譲渡所得の特別控除(5,000万円)の損金算入が認められているが、土地収用法に基づく認定がない場合でも、簡易な証明書類で同様の特例措置が受けられるもの。 ※幼稚園型認定こども園の幼稚園部分、保育所型認定こども園の保育所部分は対象。 ※地域型保育事業は小規模保育事業(定員10人以上)が対象。
企業主導型保育施設用資産の割増償却(法人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育事業の助成金の交付を受けて施設の新設又は増設をするとともに、幼児遊戯用構築物等の取得等をする場合において、当該新設又は増設に係る施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等(企業主導型保育施設用資産)を新たに保育事業の用に供したときは、保育事業の用に供した日以後3年間(企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受ける期間に限る。)に限り、企業主導型保育施設用資産の割増償却ができることとする。
登録免許税	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	
相続税・贈与税(用途非課税)	○	○※1	○	-	○※1	○	○※1	○	-	-	○	-	-	-	-	事業者が、相続・遺贈・贈与により取得した財産で、左欄の○のついた事業を行う場合に相続税・贈与税が非課税となるもの。 ※1:個人立については、給与額等の要件あり(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、幼稚園型認定こども園のみ対象)。
相続税(人的非課税)	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	相続・遺贈により取得した財産を、左欄の○のついた事業を行う者に贈与した場合に、当該財産に係る相続税が非課税となるもの。
贈与税(教育資金一括贈与)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税(※学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度)となるもの
消費税	○	○	○	○	○	○※2	○※2	○	○	○	○	○	○	○	○※3	※2:新制度に移行する幼稚園は、給食代やスクールバス代等を実費徴収する場合も非課税。 ※3:5人以下の施設は消費税非課税の対象にはならない。
関税																
教育用フィルム等	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
脱脂粉乳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<地方税>																
固定資産税	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○※4	○	○	○※5	-	※4:小規模保育事業、事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税。 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産(他の用途に供されていないものに限る。)に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合とするもの。
都市計画税	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○※4	○	○	○※5	-	※5:企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、助成を受けた後の5年間、課税標準を価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合とするもの。 (平成29年4月1日～令和3年3月31日に助成を受けた事業者等に限る)
事業所税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※6	-	※6:企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準が価格を4分の1とするもの。 (平成29年4月1日～令和3年3月31日に助成を受けた事業者等に限る)
不動産取得税	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○※7	○	○	-	-	※7:小規模保育事業、事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税。 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋(他の用途に供されていないものに限る。)に対して課される不動産取得税の課税標準を、価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で都道府県の条例で定める割合を価格から控除するもの。